

あきた

発行所 秋田市山王一丁目 1 番 1 号
秋田市総務部文書法制課
電話 018-888-5427

印刷所 秋田市旭北錦町 3 番 50 号
株式会社 三戸印刷所
電話 018-823-5351

目 次

条 例

○秋田市議会議政活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(第24号) 2

規 則

- 秋田市議会議政活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則(第23号) 2
- 秋田市行政組織規則の一部を改正する規則(第24号) 2
- 秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(第25号) 2
- 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則(第26号) 3
- 秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則(第27号) 3
- 保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則(第28号) 4
- 秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則(第29号) 4
- 秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則(第30号) 4
- 租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則(第31号) 4

告 示

- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第140号) 4
- 指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定について(第141号) 5
- 指定地域密着型サービス事業者の廃止について(第142号) 5
- 秋田市議会臨時会の招集について(第143号) 5
- 平成31年度および令和2年度介護保険料納入通知書の公示送達について(第144号) 5
- 平成31年度分介護保険料督促状の公示送達について(第145号) 5
- 平成31年度7期および8期後期高齢者医療保険料督促状の公示送達について(第146号) 5
- 自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等の撤去および保管について(第147号) 5
- 令和2年5月15日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件の追加について(第148号) 6
- 介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関の

- 指定および廃止について(第149号) 6
- 医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者の指定について(第150号) 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第151号) 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第152号) 6
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第153号) 7
- 令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書の公示送達について(第154号) 7
- 令和2年度固定資産税納税通知書の公示送達について(第155号) 7
- 令和2年5月秋田市議会臨時会において議決を経た予算およびその要領について(第156号) 7
- 道路の区域変更および供用開始について(第157号) 10
- 道路の区域変更および供用開始について(第158号) 10
- 国民健康保険税督促状の公示送達について(第159号) 10
- 認可地縁団体の告示事項の変更について(第160号) 11
- 住居番号の変更について(第161号) 11
- 特定計量器定期検査手数料の徴収事務の委託について(第162号) 11
- 令和2年の特定計量器定期検査の実施について(第163号) 11
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)の名称変更について(第164号) 12
- 特定子ども・子育て支援施設等の確認について(第165号) 12
- 秋田市議会定例会の招集について(第166号) 12

教 委 告 示

- 教育委員会臨時会の招集について(第7号) 12
- 教育委員会定例会の招集について(第8号) 12

農 委 告 示

- 農業委員会総会の招集について(第5号) 12

監 査 委 告 示

- 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について(第1号) 13

上 下 水 道 局 告 示

- 指定給水装置工事事業者の指定の更新について(第21号) 13
- 指定給水装置工事事業者の指定について(第22号) 14

公 告

- 建築基準法による道路の指定の廃止について 14

- 認可地縁団体が所有する不動産の所有権移転登記について…15
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………15
- 建築基準法による道路の指定について……………15
- 差押財産の公売について……………15
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………16
- 放置自転車の撤去および保管について……………16
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………17
- 許可した開発行為に関する工事の完了について……………17
- 秋田農業振興地域整備計画の変更について……………17
- 農用地利用集積計画の策定について……………17
- 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更に関する届出について……………17
- 入札参加希望者の公募について……………18
- 入札参加希望者の公募について……………18

選 管 公 告

- 令和元年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況について……………20

条 例

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年5月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市条例第24号

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

秋田市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年秋田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（令和2年度における交付額の特例）

2 令和2年度における政務活動費の交付額に係る第3条第1項の規定の適用については、同項中「月額10万円を乗じて得た額を4月から6月まで、7月から9月まで、10月から12月までおよび翌年の1月から3月までの四半期ごと」とあるのは、「4月から6月までにあつては月額10万円を乗じて得た額を、7月から9月までおよび10月から12月までにあつては月額4万円を乗じて得た額を、翌年の1月から3月までにあつては月額2万円を乗じて得た額をそれぞれその四半期」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

秋田市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月15日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第23号

秋田市議会政務活動費の交付に関する規則の一部を改正す

る規則

秋田市議会政務活動費の交付に関する規則（平成13年秋田市規則第25号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「会派所属議員数に変更が生じたことから」を「変更の申請のありました政務活動費の交付については」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第24号

秋田市行政組織規則の一部を改正する規則

秋田市行政組織規則（昭和56年秋田市規則第18号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項第67号中「および上北手地区コミュニティセンター」を「、上北手地区コミュニティセンターおよび仁井田地区コミュニティセンター」に改める。

第36条第11号中「仲卸業者」を「卸売業者および仲卸業者」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月29日から施行する。ただし、第36条の改正規定は、同月21日から施行する。

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第25号

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年秋田市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表中第8号を第10号とし、第4号から第7号までを2号ずつ繰り下げ、第3号の次に次のように加える。

4	妊産婦保健指導・健康診査	妊娠中の女性の会計年度任用職員又は出産後1年を経過しない女性の会計年度任用職員が母子保健法（昭和40年法律第141号）第10条に規定する保健指導又は同法第13条に規定する健康診査を受ける場合	妊娠満23週までは4週間につき1回、妊娠満24週から満35週までは2週間につき1回、妊娠満36週から出産までは1週間につき1回、出産後1年まではその間に1回（医師又は助産師の指示があった場合は、いずれの期間についてもその指示された回数）とし、1回につき1日以内
5	通勤緩和	妊娠中の女性の会計年度任用職員が通勤のた	妊娠期間中正規の勤務時間の始めも

	め交通機関を利用する場合において、当該交通機関の混雑の程度が母体の健康維持に重大な支障があると認められる場合	しくは終わりにおいて1時間以内又は始めと終わりにおいてそれぞれ30分以内
--	--------------------------------------------------------	--------------------------------------

第14条第2項の表中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、同表第12号中「第7号」を「第6号」に改め、同号を同表第10号とし、同条第3項中「前項の表第9号および第10号」を「前項の表第7号および第8号」に改め、同条第6項中「第2項の表第12号」を「第2項の表第10号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の秋田市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の規定は、令和2年4月1日から適用する。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第26号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の一部を改正する規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則（平成28年秋田市規則第3号）の一部を次のように改正する。

本則中「第15条第1項」を「第19条第1項」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第27号

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則の一部を改正する規則

秋田市母子福祉資金および父子福祉資金ならびに寡婦福祉資金貸付規則（平成9年秋田市規則第31号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「前条に」を「同条に」に改め、「以内」の次に「（当該借受人又は借受団体が母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受ける場合（当該貸付けに関し、保証人が民法（明治29年法律第89号）第465条の9の規定に該当する者である場合を除く。）にあっては、前条に規定する通知書の交付を受け、第3号に掲げる書類が作成された日から30日以内）」を加え、「借受人にあっては借受人および保証人の印鑑登録証明書、借受団体にあっては連帯債務を負担する借主の印鑑登録証明書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 借受人にあっては、借受人、連帯債務を負担する借主および保証人の印鑑登録証明書
- (2) 借受団体にあっては、借受団体の印鑑証明書ならびに連帯債務を負担する借主および保証人の印鑑登録証明書

(3) 母子事業開始資金又は母子事業継続資金の貸付けを受ける場合（当該貸付けに関し、保証人が民法第465条の9の規定に該当する者である場合を除く。）にあっては、当該貸付けに係る同法第465条の6第1項に規定する公正証書（以下「公正証書」という。）

第9条第2項中「新たな保証人の印鑑登録証明書」を「次に掲げる書類」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 新たな保証人の印鑑登録証明書
- (2) 当該貸付けが第6条第1項第3号の規定に該当する場合にあっては、当該貸付けに係る新たな公正証書

第15条の見出し中「申出」を「申出等」に改め、同条に次の1項を加える。

2 政令第8条第4項の規定により償還しなければならない者は、その事由が生じた日から30日以内に、貸付金償還申出書に当該事由を証する書類を添えて、市長に提出しなければならない。第16条第1項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に改める。第20条の表第6条第1項の項を次のように改める。

第6条第1項	前条	第20条において準用する第5条
	同条	第20条において準用する第5条
	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	父子事業開始資金又は父子事業継続資金

第20条の表第7条の項の次に次のように加える。

第9条第2項	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	父子事業開始資金又は父子事業継続資金
--------	--------------------	--------------------

第20条の表第15条の項中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第15条第2項	政令第8条第4項	政令第31条の6第4項
---------	----------	-------------

第20条の表第16条第1項の項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に、「第31条の6第5項」を「第31条の6第6項」に改める。

第21条の表第6条第1項の項を次のように改める。

第6条第1項	前条	第21条において準用する第5条
	同条	第21条において準用する第5条
	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金

第21条の表第7条の項の次に次のように加える。

第9条第2項	母子事業開始資金又は母子事業継続資金	寡婦事業開始資金又は寡婦事業継続資金
--------	--------------------	--------------------

第21条の表第15条の項中「第15条」を「第15条第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

第15条第2項	政令第8条第4項	政令第37条第4項
---------	----------	-----------

第21条の表第16条第1項の項中「第8条第5項」を「第8条第6項」に、「第37条第5項」を「第37条第6項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第28号

保健所長に対する事務委任に関する規則の一部を改正する規則

保健所長に対する事務委任に関する規則（平成9年秋田市規則第64号）の一部を次のように改正する。

別表第6項第20号および第21号中「第4項」を「第5項」に改め、同項中第32号を第33号とし、第22号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

㊥ 法第69条第4項および第5項に定める医薬品を輸入しようとする者等に対し必要な報告をさせること又は立入検査もしくは法第70条第1項に規定する物に該当する疑いのある物の取去に関する事項

別表第12項中第11号を第12号とし、第2号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項第1号中「食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）」を「法」に改め、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下この項において「法」という。）第8条第1項に定める指定成分等含有食品による人の健康に係る被害の情報の届出に関する事項 別表第25項第1号中「第6項」の次に「ならびに第37条の第2項」を加え、「引取り」を「引取り等」に改める。

附 則

この規則は、令和2年6月1日から施行する。ただし、別表第6項の改正規定は、同年9月1日から施行する。

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第29号

秋田市自動交付機の設置に関する規則の一部を改正する規則

秋田市自動交付機の設置に関する規則（平成15年秋田市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第4条の表を次のように改める。

Table with 4 columns: 設置場所, 平日, 土曜日, 日曜日および休日. Rows include 秋田市役所, 駅東サービスセンター, 秋田市西部市民サービスセンター.

備考

- 1 「平日」とは、日曜日、土曜日および休日以外の日をいう。
2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日という（次条において同じ）。

第5条中「までの日」の次に「（駅東サービスセンターにあっては、日曜日、休日および12月29日から翌年の1月3日までの日）」を加える。

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第30号

秋田市民交流プラザ条例施行規則の一部を改正する規則 秋田市民交流プラザ条例施行規則（平成16年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条の表駅東サービスセンターの項を次のように改める。

Table with 4 columns: 駅東サービスセンター, 平日, 土曜日, 日曜日、休日および12月29日から翌年の1月3日までの日. Rows show time ranges for weekdays and weekends.

附 則

この規則は、令和2年10月1日から施行する。

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第31号

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良宅地認定事務施行規則（昭和55年秋田市規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第6号中「第13条の3第10項第2号ロ又は第21条の19第11項第2号ロ」を「第13条の3第9項第2号ロ又は第21条の19第10項第2号ロ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

秋田市告示第140号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年5月1日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称 旭町町内会
2 認可年月日 平成9年8月8日
3 変更があった事項およびその内容 代表者の氏名及び住所 変更前 荒川和夫 秋田市金足小泉字潟向27番地13

変更後 古里正昭
秋田市金足小泉字瀧向17番地32

- 4 変更年月日
令和2年4月19日
- 5 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第141号

介護保険法（平成9年法律第123号）第70条第1項および第115条の2第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条および第115条の10の規定により告示する。

令和2年5月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	指定の年月日	サービスの種類
株式会社さわやか倶楽部	さわやかさくらのもり	秋田市横森一丁目5番40号	令和2年5月1日	特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

秋田市告示第142号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者から事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11の規定により告示する。

令和2年5月7日

秋田市長 穂 積 志

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	廃止の年月日	サービスの種類
株式会社秋田南部福祉会	デイサービスセンターえびす	秋田市牛島西一丁目4番43号	令和2年4月30日	地域密着型通所介護

秋田市告示第143号

令和2年5月15日市議会議事堂に秋田市議会臨時会を招集する。
令和2年5月8日

秋田市長 穂 積 志

付議事件

- 1 秋田市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する件
- 2 秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 3 秋田市介護保険条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件
- 4 令和2年度秋田市一般会計補正予算（第2号）の件
- 5 令和2年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）の件
- 6 令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）の件
- 7 秋田市固定資産評価員の選任について同意を求める件

秋田市告示第144号

次の介護保険料納入通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123

号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納入通知書は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成31年度および令和2年度介護保険料納入通知書

秋田市告示第145号

次の介護保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、福祉保健部介護保険課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月8日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成31年度分介護保険料督促状

秋田市告示第146号

次の後期高齢者医療保険料督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該督促状は、市民生活部後期高齢医療課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月11日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所別紙（省略）のとおり
- 2 送達する書類

平成31年度7期および8期後期高齢者医療保険料督促状

秋田市告示第147号

秋田市自転車等の放置防止に関する条例（平成元年秋田市条例第28号）第10条第1項および第3項の規定に基づき、自転車等放置禁止区域内および自転車等放置規制区域内に放置されていた自転車等を次のとおり撤去し、保管したので、同条例第11条第1項の規定により告示する。

令和2年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 撤去し、保管した自転車等
 - (1) 放置されていた場所および台数
 - ア 秋田駅西地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 3台
 - イ 秋田駅東地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車等放置規制区域 2台
 - ウ 秋田駅南地区自転車等放置禁止区域および同地区自転車

- 等放置規制区域 2台
- (2) 撤去し、保管した年月日
令和2年4月3日から同月23日まで
- (3) 返還を行う時間および場所
ア 時間 午前10時から午後7時まで
イ 場所 秋田市東通仲町4番3号(秋田駅東自転車等駐車場内)
秋田市自転車等保管所
- (4) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年5月12日から同年11月12日まで
- 2 返還を受けるために必要な事項
自転車等の返還を受けようとするときは、放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車等の鍵等、当該自転車等の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。
- 3 所有権の帰属
この告示に係る自転車等で、告示後6か月を経過しても利用者等の引取りがないものについての所有権は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和55年法律第87号)第6条第4項の規定に基づき本市に帰属する。
- 4 問合せ先
秋田市山王一丁目1番1号
秋田市都市整備部交通政策課 電話 888-5766
秋田市東通仲町4番3号
秋田市自転車等保管所 電話 834-6497

秋田市告示第148号

令和2年5月15日招集の秋田市議会臨時会に付議する事件を次のとおり追加する。
令和2年5月14日
秋田市長 穂 積 志

付議事件
仮議長の選任を議長に委任する件

秋田市告示第149号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項および同条第4項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、介護扶助および介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定および廃止したので、同法第55条の3の規定により告示する。
令和2年5月14日
秋田市長 穂 積 志

1 指定

事業所名称	所在地	指定年月日
黒子ケアラボ	秋田市四ツ小屋字中野64番地1 ラポールNAGATO B16	令和2年 4月15日
さわやかさくら のもり	秋田市横森一丁目5番40号	令和2年 5月1日

2 廃止

事業所名称	所在地	廃止年月日
デイサービスセンターえびす	秋田市牛島西一丁目4番43号	令和2年 5月1日

秋田市告示第150号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による場合を含む。)の規定に基づき、医療扶助および医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の3の規定により告示する。
令和2年5月14日
秋田市長 穂 積 志

氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
鈴木 建子	株式会社フレアス	秋田市広面字土手下45番地1 2F	令和2年 5月15日

秋田市告示第151号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
令和2年5月14日
秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
八柳新町町内会
- 認可年月日
平成11年4月1日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 柴 田 春 一
秋田市外旭川八柳二丁目8番11号
変更後 田 中 光 良
秋田市外旭川八柳二丁目9番6号
- 変更年月日
令和2年4月26日
- 変更の理由
役員改選による

秋田市告示第152号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。
令和2年5月14日
秋田市長 穂 積 志

- 変更があった認可地縁団体の名称
秋田市飯島緑丘町会
- 認可年月日
平成6年8月18日
- 変更があった事項およびその内容
代表者の氏名及び住所
変更前 保 坂 金 作
秋田市飯島美砂町8番7号
変更後 鎌 田 照 平
秋田市飯島緑丘町14番29号
- 変更年月日

令和2年4月19日
 5 変更の理由
 役員変更による

秋田市告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年5月14日

秋田市長 穂 積 志

1 変更があった認可地縁団体の名称

飯島薬師田町内会

2 認可年月日

令和元年6月11日

3 変更があった事項およびその内容

代表者の氏名及び住所

変更前 佐久美 亀 利

秋田市飯島字薬師田41番地 5

変更後 渡 辺 淳 一

秋田市飯島字薬師田63番地 2

4 変更年月日

令和2年4月26日

5 変更の理由

役員改選による

秋田市告示第154号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により公示送達する。

なお、当該納税通知書は、市民生活部国保年金課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所

別紙（省略）のとおり

2 送達する書類

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
16 国庫支出金		23,076,741	32,333,987	55,410,728
	1 国庫負担金	19,255,005	39,924	19,294,929
	2 国庫補助金	3,748,421	32,294,063	36,042,484
17 県支出金		10,226,808	36	10,226,844
	2 県補助金	3,187,177	36	3,187,213
21 繰越金		734,514	184,857	919,371
	1 繰越金	734,514	184,857	919,371

令和元年度および令和2年度国民健康保険税納税通知書

秋田市告示第155号

次の納税通知書は、本人の住所又は居所が不明のため送達できなかったことから、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定に基づき、公示送達する。

なお、当該納税通知書は企画財政部資産税課に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 公示送達を受ける者の住所および氏名

別紙「令和2年度固定資産税納税通知書公示送達を受けるべき者一覧表」（省略）のとおり

2 送達する書類

令和2年度固定資産税納税通知書

秋田市告示第156号

令和2年5月15日の「令和2年5月秋田市議会臨時会」において議決を経た予算およびその要領は、別紙のとおりである。

令和2年5月18日

秋田市長 穂 積 志

令和2年度秋田市一般会計補正予算（第2号）

令和2年度秋田市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,718,880千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ172,354,880千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

22 諸収入		9,483,997	200,000	9,683,997
	3 貸付金元利収入	7,089,468	200,000	7,289,468
歳 入 合 計		139,636,000	32,718,880	172,354,880

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 18,404,576	千円 30,843,760	千円 49,248,336
	1 総務管理費	16,187,955	30,843,760	47,031,715
3 民生費		52,668,117	437,276	53,105,393
	1 社会福祉費	24,353,523	27,971	24,381,494
	2 児童福祉費	18,846,858	409,305	19,256,163
4 衛生費		9,186,743	85,678	9,272,421
	2 保健所費	1,831,411	66,532	1,897,943
	7 母子衛生費	626,765	19,146	645,911
5 労働費		617,233	200,000	817,233
	1 労働諸費	617,233	200,000	817,233
6 農林水産業費		3,318,773	7,145	3,325,918
	1 農業費	2,503,944	7,145	2,511,089
7 商工費		8,730,919	907,588	9,638,507
	1 商工費	8,730,919	907,588	9,638,507
9 消防費		3,951,553	8,410	3,959,963
	1 消防費	3,951,553	8,410	3,959,963
10 教育費		11,652,651	34,023	11,686,674
	1 教育総務費	1,742,602	34,023	1,776,625
14 予備費		100,000	195,000	295,000
	1 予備費	100,000	195,000	295,000
歳 出 合 計		139,636,000	32,718,880	172,354,880

第2表 債務負担行為補正
(追加)

事 項	期 間	限 度 額
新型コロナウイルス感染症対策経営安定資金利子補給	令和2年度 と 令和12年度	秋田県の「経営安定資金（危機対策枠及び危機対策特別枠）」による融資を受けた金額の償還利子の1.35%以内の額の利子補給

令和2年度秋田市学校給食費会計補正予算（第1号）
令和2年度秋田市の学校給食費会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,936千円を追

加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,380,110千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 繰入金		千円 81,164	千円 1,734	千円 82,898
	1 一般会計繰入金	81,164	1,734	82,898
4 諸収入		1	5,202	5,203
	1 雑入	1	5,202	5,203
歳 入 合 計		1,373,174	6,936	1,380,110

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総務費		千円 1,371,174	千円 6,936	千円 1,378,110
	1 総務管理費	1,371,174	6,936	1,378,110
歳 出 合 計		1,373,174	6,936	1,380,110

令和2年度秋田市介護保険事業会計補正予算（第1号）
令和2年度秋田市の介護保険事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

31,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30,656,049千円とする。

2 保険事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 国庫支出金		千円 7,322,796	千円 2,970	千円 7,325,766
	2 国庫補助金	2,127,390	2,970	2,130,360

7 繰入金		4,663,067	1,485	4,664,552
	1 一般会計繰入金	4,663,066	1,485	4,664,551
8 繰越金		5,796	26,386	32,182
	1 繰越金	5,796	26,386	32,182
9 諸収入		74	291	365
	2 雑入	73	291	364
歳 入 合 計		30,624,917	31,132	30,656,049

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 地域支援事業費		千円 1,562,920	千円 4,455	千円 1,567,375
	2 一般介護予防事業費	45,296	4,455	49,751
7 諸支出金		5,851	26,677	32,528
	1 償還金及び還付加算金	5,851	26,386	32,237
	2 延滞金	0	291	291
歳 出 合 計		30,624,917	31,132	30,656,049

秋田市告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域変更および供用開始の区間

道路の種別	旧新	路線名	起 点 終 点	総延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市 道	旧	桂根線	秋田市浜田字 稗田沢171番 1地先 秋田市下浜桂 根字浜田83番 1地先	2,633.90	5.30 ～ 18.00
	新	桂根線	秋田市浜田字 稗田沢171番 1地先 秋田市下浜羽 川字下野1番 86地先	5,132.40	5.30 ～ 18.00

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年5月19日

3 縦覧期間

令和2年5月19日から同年6月5日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項および第2項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
その関係図面は、秋田市建設部建設総務課において一般の縦覧に供する。

令和2年5月19日

秋田市長 穂 積 志

1 道路の区域および供用開始の区間

別紙（省略）のとおり

2 区域変更および供用開始の期日

令和2年5月19日

3 縦覧期間

令和2年5月19日から同年6月5日まで。ただし、土曜日および日曜日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで

秋田市告示第159号

次の国民健康保険税督促状は、本人の住所又は居所が明らかでないため送達できなかったため、地方税法（昭和25年法律第226

号)第20条の2第1項の規定により公示送達する。
 なお、当該国民健康保険税督促状は、市民生活部国保年金課収納推進室に保管し、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和2年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公示送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙(省略)のとおり
- 2 送達する書類
国民健康保険税督促状
- 3 通知年度、賦課年度および期別
別紙(省略)のとおり

秋田市告示第160号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第10項の規定により、告示した事項に変更があったので、次のとおり告示する。

令和2年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 変更があった認可地縁団体の名称
種沢自治会
- 2 認可年月日
平成23年5月27日
- 3 変更があった事項およびその内容
主たる事務所
変更前 秋田市雄和種沢字山王堂40番地
変更後 秋田市雄和種沢字山王堂40番3
- 4 変更年月日
令和2年4月29日
- 5 変更の理由
会館の建て替えによる

秋田市告示第161号

秋田市住居表示に関する条例(昭和38年秋田市条例第17号)第3条第3項の規定に基づき、住居番号を次のとおり変更したので、同条第4条の規定により告示する。

令和2年5月21日

秋田市長 穂 積 志

- 1 住居番号の変更があった建物所有者
佐藤 智之
- 2 変更があった住居番号
変更前 秋田市手形からみでん8番22号
変更後 秋田市手形からみでん8番23号
- 3 変更年月日
令和2年5月21日

秋田市告示第162号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、特定計量器定期検査手数料の徴収事務を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和2年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 受託者の所在地および氏名
秋田市川尻若葉町1番5号
一般社団法人 秋田県計量協会
会長 森 洋
- 2 委託契約期間
令和2年6月1日から同年12月28日まで

秋田市告示第163号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定に基づき、令和2年の特定計量器定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

令和2年5月22日

秋田市長 穂 積 志

1 検査の区域、期日、時間および場所

検査地区	検査月日	曜日	時 間	場 所
金足・下新城・上新城	7月9日	木	10時00分～12時00分	北部市民サービスセンター
飯島			13時30分～15時30分	
寺内	7月10日	金	10時00分～12時00分	
将軍野・土崎港(東)			13時30分～15時30分	
土崎港(西・南・北)	7月13日	月	10時00分～12時00分	
外旭川			13時30分～15時30分	
土崎港(中央・相染)	7月14日	火	10時00分～15時30分	
濁川・添川・仁別・山内・旭川	7月15日	水	10時00分～12時00分	
広面・柳田・下北手・太平			13時30分～15時30分	

大住・仁井田	7月16日	木	10時00分～12時00分	南部市民サービスセンター
御野場・御所野・四ツ小屋・上北手			13時30分～15時30分	
公設地方卸売市場	7月17日	金	9時30分～11時30分	秋田市公設地方卸売市場
下浜	7月20日	月	10時00分～12時00分	西部市民サービスセンター
勝平・向浜			13時30分～15時30分	
新屋・浜田・豊岩	7月21日	火	10時00分～15時30分	
雄和	8月17日	月	10時00分～15時30分	雄和市民サービスセンター
河辺	8月18日	火	10時00分～15時30分	河辺市民サービスセンター

- 計量器の所在の場所で行う検査の時期は、9月1日から10月31日までとする。
- 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条の規定により計量器の所在の場所で検査を受けようとする者は、受検希望期日を選定して申請することとする。
- 計量法第19条第1項の規定により定期検査を受けなければならない特定計量器は、計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項に定めるものとする。
- 特定計量器の定期検査を実施する指定定期検査機関は、一般社団法人秋田県計量協会とする。

秋田市告示第164号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づく、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の名称変更の届出があり、同法第69条第1項第2号の規定により告示する。

令和2年5月26日

秋田市長 穂 積 志

担当する医療の種類：薬局

指定番号	医療機関の名称		所在地	変更年月日
	変更前	変更後		
220	調剤薬局 ほっと	共創未来土崎みなと薬局	秋田市土崎港中央五丁目6番26号	令和2年5月16日

秋田市告示第165号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の2の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等を次のとおり確認したので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する事業所（以下「事業所」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類
 - 特定子ども・子育て支援提供者の名称
学校法人山王学園
 - 事業所の名称
ごしょのベビー園

- 事業所の所在地
秋田市御所野堤台一丁目5番4号
 - 子ども・子育て支援施設等の種類
一時預かり事業
- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等を確認した年月日
令和2年6月1日

秋田市告示第166号

令和2年6月4日市議会議事堂に秋田市議会定例会を招集する。
令和2年5月28日

秋田市長 穂 積 志

教 委 告 示

秋田市教委告示第7号

令和2年5月12日午後3時30分秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会臨時会を招集する。

令和2年5月11日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

秋田市教委告示第8号

令和2年5月28日午後3時秋田市役所5階5-A会議室に教育委員会定例会を招集する。

令和2年5月26日

秋田市教育委員会
教育長 佐 藤 孝 哉

付議案件

- 秋田市文化財保護審議会委員の解職に関する件
- 秋田市社会教育委員の委嘱に関する件

農 委 告 示

秋田市農委告示第5号

令和2年5月19日午後2時秋田市役所6-A会議室に秋田市農業委員会総会を招集する。

令和2年5月12日

秋田市農業委員会会長 佐々木 吉 秋

案件

- 1 農地法第3条の規定による許可申請に関する件
- 2 農地法第5条の規定による許可申請に関する件
- 3 農用地利用集積計画（令和2年度第2号）に関する件
- 4 非農地証明申請に関する件
- 5 農地法第5条許可の事業計画変更申請に関する件

監 査 委 告 示

秋田市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所ならびに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示する。

令和2年5月27日

秋田市監査委員 島 崎 正 実
 秋田市監査委員 高 井 宏 司
 秋田市監査委員 工 藤 新 一
 秋田市監査委員 三 浦 清

- 1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名および住所
 須賀豊彦
 千葉県松戸市下矢切350番地の12
 渡邊雅章
 宮城県名取市杜せきのした二丁目1番地の1 909号
 守泉誠
 東京都世田谷区成城八丁目15番7号 成城キャッスルI-107
 鈴木崇大
 青森県弘前市大字城南五丁目3番地21
- 2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間
 令和2年6月1日から令和3年3月31日まで

上下水道局告示

秋田市上下水道局告示第21号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3の2第1項の規定により指定給水装置工事事業者の指定の更新を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第2号の規定により告示する。

令和2年5月11日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指定の有効期限
高進設備株式会社	高橋清広	秋田市仁井田字仲谷地308番地1	令和7年9月29日
株式会社北勢工業	太田博之	秋田市仁井田本町五丁目1番62号	令和7年9月29日
木場株式会社	木場大	秋田市仁井田二	令和7年

		ツ屋一丁目1番27号	9月29日
吉田ビニール株式会社	吉田光	秋田市新屋鳥木町1番46号	令和7年9月29日
山二施設工業株式会社	阿部公雄	秋田市山王五丁目1番7号	令和7年9月29日
北環興業株式会社	本多秀文	秋田市土崎港西二丁目10番20号	令和7年9月29日
総合施設株式会社	鈴木英樹	秋田市外旭川字三千刈106番地1	令和7年9月29日
山岡工業株式会社	山岡緑三郎	秋田市御所野湯本二丁目1番5号	令和7年9月29日
株式会社日東施設工業所	新泉博智	秋田市楢山登町11番40号	令和7年9月29日
株式会社藤工業サービス	藤原隆	秋田市新屋寿町1番5号	令和7年9月29日
キバ水道株式会社	相原博元	秋田市桜一丁目16番17号	令和7年9月29日
有限会社志摩水道工業所	志摩睦夫	秋田市土崎港東二丁目12番4号	令和7年9月29日
株式会社あたご	佐藤義孝	秋田市楢山愛宕下11番61号	令和7年9月29日
有限会社三浦ポンプセンター	三浦浩志	潟上市天王字上江川47番地924	令和7年9月29日
タシン工業有限公司	田口正人	秋田市牛島西三丁目2番25号	令和7年9月29日
清三屋施設工業株式会社	高橋洋平	秋田市新屋天秤野5番18号	令和7年9月29日
株式会社新興技研設備	三浦俊彦	秋田市御野場二丁目15番22号	令和7年9月29日
秋田日化サービス株式会社	田中三知也	秋田市外旭川字三千刈106番地1	令和7年9月29日
株式会社カミオ	谷藤健二	秋田市將軍野南三丁目9番4号	令和7年9月29日
矢留水道工業所	安藤優	秋田市浜田字滝ノ原100番地1	令和7年9月29日
株式会社日景工業	日景英之	秋田市高陽青柳町16番55号	令和7年9月29日
株式会社秋南水道施設工業	鈴木平裕	秋田市仁井田本町一丁目19番18号	令和7年9月29日
株式会社三和施設	佐藤弘康	秋田市楢山古川新町28番地	令和7年9月29日
佐藤施設工業株式会社	佐藤和博	横手市雄物川町今宿字出向196番地	令和7年9月29日
三和興業株式会社秋田支店	武田昭彦	秋田市土崎港西一丁目3番38号	令和7年9月29日
羽後設備株式会社	佐藤裕之	秋田市泉中央二丁目2番29号	令和7年9月29日
アキタ設備サー	大塚誠	秋田市横森二丁	令和7年

ビス		目1番18号	9月29日
貴依電気設備工業株式会社	貴 依 順 吉	横手市雄物川町造山字造山143番地の16	令和7年9月29日
株式会社テクニカサービス	下 夕 村 祐 美	秋田市太平目長崎字本町20番地3	令和7年9月29日
株式会社ユアテック秋田営業所	飯 沢 徹	秋田市川尻町字大川反233番地9	令和7年9月29日
有限会社黒崎施設工業	黒 崎 博	秋田市四ツ小屋小阿地字柳林44番地5	令和7年9月29日
日管設備工業株式会社	工 藤 明 信	秋田市外旭川字三千刈7番地6	令和7年9月29日
株式会社佐藤設備工業	佐 藤 竜 太	秋田市飯島字薬師田342番地	令和7年9月29日
有限会社S K工業	小 林 秀 樹	秋田市四ツ小屋字城下当場13番地3	令和7年9月29日
株式会社渡部工業	渡 部 俊 二	秋田市新屋松美ガ丘東町2番6号	令和7年9月29日
有限会社桜庭設備工業	伊 藤 俊 美	秋田市東通観音前8番27号	令和7年9月29日
株式会社協設	吉 田 孝 二	秋田市八橋三和町11番27号	令和7年9月29日
株式会社加賀屋組	加賀屋 篤	秋田市川尻町字中島212番地1	令和7年9月29日
株式会社小田嶋産業	小田嶋 美 光	大仙市協和境字苧谷沢43番地	令和7年9月29日
有限会社成田設備工業	成 田 一 仁	横手市大森町十日町字藤田123番地	令和7年9月29日
株式会社盛和設備	田 村 毅	秋田市茨島二丁目15番20号	令和7年9月29日
伊藤設備	伊 藤 龍 一	潟上市天王字上江川47番地988	令和7年9月29日
株式会社柴田ボイラ工業	柴 田 重 雄	能代市扇田字四ツ屋25番地187	令和7年9月29日
株式会社三共施設	齋 藤 淳 一	由利本荘市薬師堂字谷地177番地	令和7年9月29日
オリエント渡部	渡 部 義 隆	秋田市飯島字南場掛210番地2	令和7年9月29日
出羽工業	田 口 久 清	秋田市下北手梨平字梨平85番地2	令和7年9月29日
有限会社太平工務所	藤 井 進	秋田市南通築地16番11号	令和7年9月29日
株式会社アキオン秋田温水器サービスセンター	國 枝 寛 之	秋田市外旭川八柳三丁目14番50号	令和7年9月29日

有限会社角間川設備工業	岸 竹 一	大仙市角間川町字東元道巻137番地3	令和7年9月29日
中央興業	石 川 博 文	南秋田郡八郎潟町字中嶋336番地50	令和7年9月29日
佐々木工務店株式会社	佐々木 公 益	秋田市広面字川崎21番地8	令和7年9月29日
株式会社佐藤土建	佐 藤 喜 悦	由利本荘市肴町66番地の3	令和7年9月29日
有限会社ケー・エスケー管工	佐々木 謙 二	秋田市御所野湯本四丁目1番10号	令和7年9月29日
有限会社寶温水器サービス	佐々木 薫	秋田市外旭川八柳一丁目14番5号	令和7年9月29日
佐々木設備	佐々木 雄 市	秋田市河辺戸島字本町176番地3	令和7年9月29日
株式会社ユアテックサービス秋田営業所	小 西 勇 太 郎	秋田市川尻町字大川反233番地9	令和7年9月29日
互大設備工業株式会社	脇 屋 憲 一	秋田市添川字境内川原228番地27	令和7年9月29日
六長エンジニアリング	六呂田 長 城	秋田市新屋船場町5番12号	令和7年9月29日
有限会社日設工業	鎌 田 政 満	潟上市天王字蒲沼74番地33	令和7年9月29日

秋田市上下水道局告示第22号

水道法（昭和32年法律第177号）第25条の3第1項の規定に基づき、秋田市指定給水装置工事事業者の指定を行ったので、秋田市水道事業給水条例施行規程（昭和35年秋田市水道ガス局管理規程第2号）第8条の3第1号の規定により告示する。

令和2年5月18日

秋田市上下水道事業管理者 工 藤 喜 根 男

事業者名	代表者	所在地	指 定 年月日
株式会社TJK	高 橋 実	秋田市中通三丁目2番38号 805	令和2年5月8日

公 告

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の指定を廃止したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年5月7日

秋田市長 穂 積 志

番号	指定月日	指定番号	幅員 (m)	延長 (m)	廃止した指定道路の位置	指定廃止の 年月日・番号
1	昭和41年 6月20日	S41-005-03 (一部廃止)	4.00	18.5	秋田市飯島美砂町16番1057の内、16番1058の内および16番1059	令和2年 5月7日 第1号

秋田市公告

令和2年4月23日付けで認可地縁団体である笹岡南沢町内会から地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定に基づき、所有する不動産について所有権の移転登記に係る公告の申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和2年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 名称
笹岡南沢町内会
- 2 区域
秋田市外旭川字蒲沼187番地～300番地、外旭川字土手下47番地～191番地、外旭川字家ノ前地内および外旭川字南沢地内
- 3 申請不動産に関する事項

(1) 土地

種 類	面 積	所 在 地
山林	383㎡	秋田市外旭川字南沢 6 番 4
山林	96㎡	秋田市外旭川字南沢 5 番 2

(2) 表題部所有者又は所有権の登記名義人の氏名又は名称および住所

ア 氏名
別紙（省略）のとおり

イ 住所
別紙（省略）のとおり

- 4 申請事項に関し異議を述べることができる者
申請不動産の表題部所有者、所有権の登記名義人もしくはその相続人又は申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 5 異議を述べることができる期間
令和2年5月12日から同年8月12日まで
- 6 異議を述べる方法
地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第22条の3第2項の規定による申出書および関係書類を秋田市市民生活部生活総務課に提出することによる

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和元年11月6日付け秋田市指令第6302号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
宮城県仙台市青葉区本町二丁目16番10号
積水ハウス不動産東北株式会社
代表取締役 西 村 裕

2 開発区域に含まれる地域の名称

秋田市広面字谷内佐渡191番、192番および192番地先水路

秋田市公告

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に掲げる道路として次のとおり指定したので、秋田市建築基準法施行細則（昭和48年秋田市規則第12号）第31条の規定に基づき、公告する。

令和2年5月12日

秋田市長 穂 積 志

- 1 申請者の住所および氏名
秋田市牛島東六丁目5番2号
ア. クリア株式会社
代表取締役 若 村 大 輔
- 2 道路位置指定箇所
秋田市仁井田目長田二丁目2番1
- 3 道路幅員
5.00～5.02メートル
- 4 道路延長
28.37メートル
- 5 指定年月日および番号
令和2年5月12日 第4号

秋田市公告

地方税法（昭和25年法律第226号）がその例とする国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条および第99条の規定に基づき、差押財産を公売することを公告する。

令和2年5月13日

秋田市長 穂 積 志

- 1 公売財産の内容
別紙「公売財産の表示」（省略）のとおり
- 2 公売日時
 - (1) 参加申込期間
令和2年5月26日（火）午後1時から同年6月10日（水）午後11時まで
 - (2) 入札期間
令和2年6月16日（火）午後1時から同月18日（木）午後11時まで
 - (3) 開札
令和2年6月19日（金）午前10時
- 3 公売場所
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークション上のホームページ（<http://koubai.auctions.yahoo.co.jp>）
- 4 公売方法
ヤフー株式会社が提供する官公庁オークションからの入札
- 5 売却決定日時
令和2年6月19日（金）午前10時

- 6 売却決定場所
秋田市山王一丁目1番1号 秋田市企画財政部特別滞納整理課
- 7 買受代金納付期限
令和2年6月26日(金)午後2時30分
- 8 買受人についての資格その他の要件
地方税法がその例とする国税徴収法第92条および第108条の規定に該当する者は、買受人として参加する資格がない。
- 9 公売財産上の質権者、抵当権者等の権利の内容の申出
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他公売財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定の日の前日までにその内容を申し出ること。
- 10 権利移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 11 危険負担移転の時期
買受代金の全額を納付したとき。
- 12 権利移転に伴う費用
公売による権利移転に伴う費用は、買受人の負担となる。
- 13 消費税等の取扱い
見積価額、最高価申込価額および落札価額には、消費税相当額を含む。
- 14 その他
 - (1) 滞納金額の完納等により、公売を中止することがある。
 - (2) 買受代金を買受代金納付期限までに納付しないときは、売却決定を取り消すものとする。
 - (3) いかなる理由があっても、引渡財産の返品はできない。
 - (4) 秋田市は、瑕疵担保責任を負わない。

秋田市公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に關する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

令和2年5月13日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
名 称 三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
所在地 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 グランマート手形店
所在地 秋田市手形休下町102番地3 外3筆
- (3) 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
変更前
三井住友信託銀行株式会社
支配人 浅 井 克 幸
東京都港区芝三丁目33番1号
変更後

- 三井住友信託銀行株式会社
代表取締役 橋 本 勝
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
- (4) 変更年月日
平成29年4月1日
- (5) 変更理由
設置者の代表者を代表取締役に変更するため
- 2 届出年月日
令和2年4月1日
- 3 関係書類の縦覧場所及び期間
 - (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
 - (2) 縦覧期間
令和2年5月13日から同年9月13日まで(土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。)
- 4 意見書の提出先
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
 - (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

秋田市西部市民サービスセンターの敷地内に長期間放置されていた自転車を撤去し、保管したので、次のとおり公告する。

令和2年5月15日

秋田市長 穂 積 志

1 撤去し、保管した自転車

- (1) 放置されていた場所および台数
秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター敷地内 12台
- (2) 撤去し、保管した年月日
令和2年5月15日
- (3) 防犯登録番号等
別紙(省略)のとおり

2 返還を受けるために必要な事項

- (1) 返還を行う時間および場所
ア 時間 平日午前8時30分から午後5時まで
イ 場所 秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター総務担当
- (2) 返還を開始する年月日および返還を行う期間
令和2年5月15日から同年8月17日まで
- (3) 返還を受けるための手続

自転車の返還を受けようとするときは、長期放置自転車等返還申請書を提出するとともに、自転車の鍵等、当該自転車の利用者又は所有者であることを証明するものを提示すること。

3 自転車の処分

この公告に係る自転車で、返還を行う期間内に長期放置自転車等返還申請書の提出がないものについては、本市で処分する。

4 問合せ先

秋田市新屋扇町13番34号
秋田市西部市民サービスセンター総務担当
電話 018-888-8080

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年3月23日付け秋田市指令第2533号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年5月20日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市牛島西四丁目29番3-207号
平 川 将 喜
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野431番

秋田市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により、令和2年3月23日付け秋田市指令第2566号で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、公告する。

令和2年5月22日

秋田市長 穂 積 志

- 1 開発許可を受けた者の住所および氏名
秋田市仁井田本町六丁目8番22号
セジュールサト-102
野 崎 裕 司
秋田市仁井田本町六丁目8番22号
セジュールサト-102
野 崎 ま こ
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
秋田市仁井田字大野539番

秋田市公告

秋田農業振興地域整備計画（昭和48年秋田市告示第25号）を変更したので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第12条第1項の規定により公告し、同条第2項の規定に基づき当該変更後の農業振興地域整備計画書を次により縦覧に供する。

令和2年5月25日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧場所
秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課
- 2 縦覧時間
午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

秋田市公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画（令和2年度第2号計画）を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告し、次のとおり縦覧に供する。

令和2年5月27日

秋田市長 穂 積 志

- 1 縦覧に供する書類
農用地利用集積計画書
- 2 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。

3 縦覧場所

秋田市山王一丁目1番1号 本庁舎3階
秋田市産業振興部農業農村振興課

秋田市公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更に関する届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市に対し意見書を提出し、これを述べる事ができる。

令和2年5月28日

秋田市長 穂 積 志

1 届出事項の概要

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び所在地
名 称 イオンモール株式会社
代表取締役 岩 村 康 次
所在地 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンモール秋田
所在地 秋田市御所野地蔵田一丁目1番1号
- (3) 変更した事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前
イオンモール株式会社
代表取締役 吉 田 昭 夫
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

変更後
イオンモール株式会社
代表取締役 岩 村 康 次
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
変更の内容については縦覧に供する関係書類のとおり

- (4) 変更年月日
ア 令和2年3月1日
イ 令和2年5月1日

- (5) 変更理由
ア 役員改選のため
イ リニューアルによるテナント入替えのため

2 届出年月日

令和2年5月18日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
秋田市産業振興部商工貿易振興課
- (2) 縦覧期間

令和2年5月28日から同年9月28日まで（土曜日、日曜日および国民の祝日を除く。）

4 意見書の提出先

秋田市産業振興部商工貿易振興課

- 5 意見書に添付する書面に記載すべき事項
- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
 - (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
 - (3) 意見を述べる理由

秋田市公告

次のとおり公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和2年5月28日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

- (1) 件名（内容については仕様書・設計書（省略）参照）
秋田市太平山自然学習センター大屋根研修棟外壁石積み修繕
- (2) 履行場所
秋田市太平山自然学習センター
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 履行期間
契約の日から令和2年9月30日（水）まで
- (4) 入札参加要件
 - ア 秋田市の建設工事の土木、建築又は造園のいずれかに登録されていること。
 - イ 秋田市内に本社、支店又は営業所等を有している者であること。
 - ウ 過去2年間に市、国（特殊法人等を含む。）又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。
 - エ 市税に滞納がある者ではないこと。
 - オ 秋田市暴力団排除条例（平成24年秋田市条例第10号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。
 - カ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者ではないこと。
 - キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。

2 入札に関する事項

- (1) 日時
令和2年6月24日（水）午前10時
- (2) 場所
秋田市太平山自然学習センター 会議室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (3) 入札保証金
免除
- (4) 契約日
落札が決定した日から令和2年6月30日（火）まで
- (5) 注意事項
 - ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を落札価格とするので、消費税および地方消費税に係る課税・免税事業者であるか否かを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- ウ 開札の結果、落札者がいないときは、再度の入札を1回に限り行う。
- エ 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定する。
- オ 代表者が入札行為の権限を代理人に委任するときは、入札時に委任状を提出すること。
なお、入札書には代理人の印を押すこと。

3 入札参加申込みに関する事項

- (1) 受付期間
令和2年5月28日（木）から同年6月10日（水）まで。ただし、同年6月8日（月）は休館日のため受付できない。
- (2) 受付時間
午前9時から午後5時までとする。
- (3) 受付場所
秋田市太平山自然学習センター 事務室
（秋田市仁別字マンタラメ227番地1）
- (4) 提出書類
 - ア 公募型指名競争入札参加申込書（様式1（省略））
 - イ 業務実績調書（様式2（省略））
提出日現在までの業務受注状況がわかるもの（契約書等の写しを添付すること。）
 - ウ 誓約・同意書（様式3（省略））
 - エ 納税証明書（各証明書類は直近のもの。写し可）
 - （ア）秋田市に納めた法人市民税（個人事業主は個人市民税）
 - （イ）秋田市に納めた固定資産税
 - オ 登記簿謄本（「履歴事項全部証明書」秋田地方務局で発行。個人事業主は住民票。写し可）
※ 申込日から3か月以内に発行されたもの
- (5) その他
 - ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。
 - イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又はホームページから入手のこと。

4 指名に関する事項

- (1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者に指名通知する。
- (2) 資格審査の結果等により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。
- (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和2年6月18日（木）までに電子メール等により送付する。

5 その他

- (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出された申込書等は、返却しない。
- (3) 申込書等の提出に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）
- (4) 仕様書等の内容に関する問合せ先
秋田市太平山自然学習センター（電話 827-2171）

秋田市公告

次のとおり業務委託に係る公募型指名競争入札を実施するので、入札参加希望者を公募する。

令和2年5月28日

秋田市長 穂 積 志

1 入札に付する事項

<p>(1) 業務委託名(業務内容については仕様書(省略)参照) 秋田市太平山自然学習センター建築物等定期点検業務委託</p> <p>(2) 履行場所 秋田市太平山自然学習センター (秋田市仁別字マントラメ227番地1)</p> <p>(3) 履行期間 契約締結日から令和2年9月30日(水)までとする。</p> <p>(4) 入札参加要件 ア 秋田市の建築関係コンサルタント業務建築一般部門に登録されていること。 イ 秋田市内に本社、本店又は営業所等を有する者であること。 ウ 過去2年間に市、国(特殊法人等を含む。)又は他の地方公共団体と種類および規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行した実績を有する者であること。 エ 市税に滞納がある者ではないこと。 オ 秋田市暴力団排除条例(平成24年秋田市条例第10号)第2条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者ではないこと。 カ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者ではないこと。 キ 本市の指名停止期間中又は入札参加資格停止期間中の者ではないこと。</p> <p>2 入札に関する事項</p> <p>(1) 日時 令和2年6月24日(水)午前10時30分</p> <p>(2) 場所 秋田市太平山自然学習センター 会議室 (秋田市仁別字マントラメ227番地1)</p> <p>(3) 入札保証金および契約保証金 免除</p> <p>(4) 契約日 落札が決定した日から令和2年6月30日(火)まで</p> <p>(5) 注意事項 ア 秋田市財務規則および入札心得を遵守の上、入札に参加すること。 イ 消費税および地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、消費税および地方消費税の額を含まない金額を入札書に記載すること。 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税および地方消費税の額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額とする。 ウ 予定価格の10分の6以上の範囲内で最低制限価格を設定する。最低制限価格より低い入札をした者については落札者とししないものとし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。 エ 開札の結果、落札者がいないときは再度の入札を1回に限り行う。 なお、最低制限価格に満たない価格で入札した者も参加できるものとする。 オ 落札者となるべき同価の入札が複数あったときは、くじにより落札者を決定する。</p>	<p>なお、くじ引きは辞退できないものとする。</p> <p>カ 代表者が入札行為の権限を代理人へ委任する場合は、入札時に委任状を提出すること。 なお、入札書には代理人の印を押印すること。</p> <p>3 入札参加申込みに関する事項</p> <p>(1) 受付期間 令和2年5月28日(木)から同年6月10日(水)までとする。ただし、同年6月8日(月)休館日のため受付できない。</p> <p>(2) 受付時間 午前9時から午後5時までとする。</p> <p>(3) 受付場所 秋田市太平山自然学習センター 事務室</p> <p>(4) 提出書類 ア 公募型指名競争入札参加申込書(様式1(省略)) イ 業務内容調書(様式2(省略)) イ) 商号(名称)および代表者氏名 法人の場合は登録された法人名およびその代表者氏名を、個人の場合はその経営者の商号および氏名を記入する。 イ) 従業員数 提出日現在における従業員数を区別して記入する。 イ) 有資格者 指定した資格ごとの人数を記入する(有資格証明書の写しを添付すること。) ウ 業務受注状況調(様式3(省略)) 提出日現在までの業務受注状況がわかるもの(契約書等の写しを添付すること。) エ 誓約・同意書(様式4(省略)) オ 納税証明書(各証明書類は直近のもの。写し可) イ) 秋田市に納めた法人市民税(個人事業主は個人市民税) イ) 秋田市に納めた固定資産税 カ 登記簿謄本(「履歴事項全部証明書」秋田地方法務局で発行。個人事業主は住民票。写し可) ※ 申込日から3か月以内に発行されたもの</p> <p>(5) その他 ア 申込書等は、秋田市太平山自然学習センターへ持参によるもののみ受け付ける。 イ 関係書類等は、秋田市太平山自然学習センター又はホームページから入手のこと。</p> <p>4 指名に関する事項</p> <p>(1) 入札参加希望者のうち、入札参加資格を満たしている者へ指名通知を送付する。 (2) 資格審査の結果により、指名されない場合がある。その者にはその旨を通知する。 (3) 上記(1)および(2)の通知については、令和2年6月18日(木)までに電子メール等により送付する。</p> <p>5 その他 (1) 申込書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。 (2) 提出された申込書等は、返却しない。 (3) 申込書等の提出に関する問合せ先 秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171) (4) 仕様書・設計書等の内容に関する問合せ先 秋田市太平山自然学習センター(電話 827-2171)</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

選 管 公 告

秋市選管公告

令和元年度における秋田市選挙人名簿抄本の閲覧状況は別紙のとおりであるので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の4第7項の規定により公告する。

令和2年5月12日

秋田市選挙管理委員会
委員長 古 谷 薫

令和元年度における秋田市選挙人名簿抄本閲覧状況

1

閲覧の年月日	令和元年5月7、8日
申出者の氏名	株式会社フィディア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目4-23
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

2

閲覧の年月日	令和元年5月13、21日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第90～104投票区の選挙人名簿登録者

3

閲覧の年月日	令和元年5月22日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 吉山 一輝
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第83投票区の選挙人名簿登録者

4

閲覧の年月日	令和元年6月7、12日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動

閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第16、18～20投票区の選挙人名簿登録者
-------------	--------------------------

5

閲覧の年月日	令和元年6月11、12日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第58、85投票区の選挙人名簿登録者

6

閲覧の年月日	令和元年6月13日
申出者の氏名	一般社団法人 新情報センター 事務局長 平谷 伸次
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都渋谷区恵比寿1-19-15
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第36投票区の選挙人名簿登録者

7

閲覧の年月日	令和元年8月7、8日
申出者の氏名	株式会社フィディア情報システムズ 代表取締役 菅原 晟
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目4-23
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

8

閲覧の年月日	令和元年8月20、21、23日
申出者の氏名	秋田市議会議員 佐藤 純子
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第105～121投票区の選挙人名簿登録者

9

閲覧の年月日	令和元年8月27日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8

在 地	
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第80投票区の選挙人名簿登録者

10

閲覧の年月日	令和元年9月3日
申出者の氏名	株式会社日経リサーチ 代表取締役社長 福本 敏彦
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田2-2-1 鎌倉河岸ビル
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第14投票区の選挙人名簿登録者

11

閲覧の年月日	令和元年9月4日
申出者の氏名	一般社団法人 共同通信社 社長 水谷 亨
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都港区東新橋1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第6、12、34、39、57、60、89投票区の選挙人名簿登録者

12

閲覧の年月日	令和元年9月19日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

13

閲覧の年月日	令和元年9月26日
申出者の氏名	株式会社ナビット 代表取締役 福井 泰代
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区九段南1-5-5
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第17投票区の選挙人名簿登録者

14

閲覧の年月日	令和元年9月30日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信

申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

15

閲覧の年月日	令和元年10月10日
申出者の氏名	読売新聞東京本社 世論調査部長 吉山 一輝
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都千代田区大手町1-7-1
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第59投票区の選挙人名簿登録者

16

閲覧の年月日	令和元年10月9、21、29日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

17

閲覧の年月日	令和元年11月8、18、20日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

18

閲覧の年月日	令和元年11月13日
申出者の氏名	幸福実現党秋田県本部 代表 佐藤 純郎
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市八橋三和町1-26
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第58投票区の選挙人名簿登録者

19

閲覧の年月日	令和元年11月18日
申出者の氏名	朝日新聞東京本社

	世論調査部長 前田 直人
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区築地5-3-2
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第5、18投票区の選挙人名簿登録者

20

閲覧の年月日	令和元年12月2、3、9日
申出者の氏名	日本共産党秋田地区委員会 委員長 今川 和信
申出者が政党その他の政治団体である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市中通五丁目1-19
利用目的の概要	政治活動
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第9、10、79投票区の選挙人名簿登録者

21

閲覧の年月日	令和元年12月23、24日
申出者の氏名	株式会社あきぎんリサーチ& コンサルティング 代表取締役社長 佐藤 隆夫
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	秋田市山王三丁目2-1
利用目的の概要	統計調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市全投票区の選挙人名簿登録者

22

閲覧の年月日	令和2年3月3日
申出者の氏名	一般社団法人 中央調査社 会長 大室 真生
申出者が法人である場合にあっては、その主たる事務所の所在地	東京都中央区銀座5-15-8
利用目的の概要	世論調査
閲覧に係る選挙人の範囲	秋田市第75、89投票区の選挙人名簿登録者